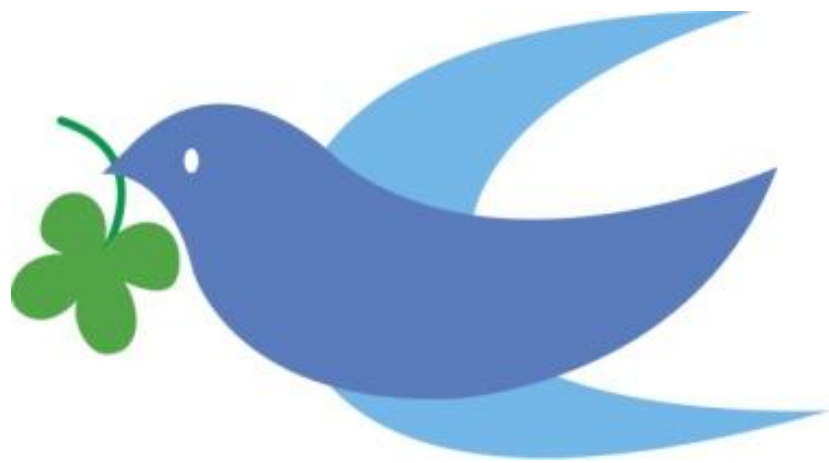


平成28年1月

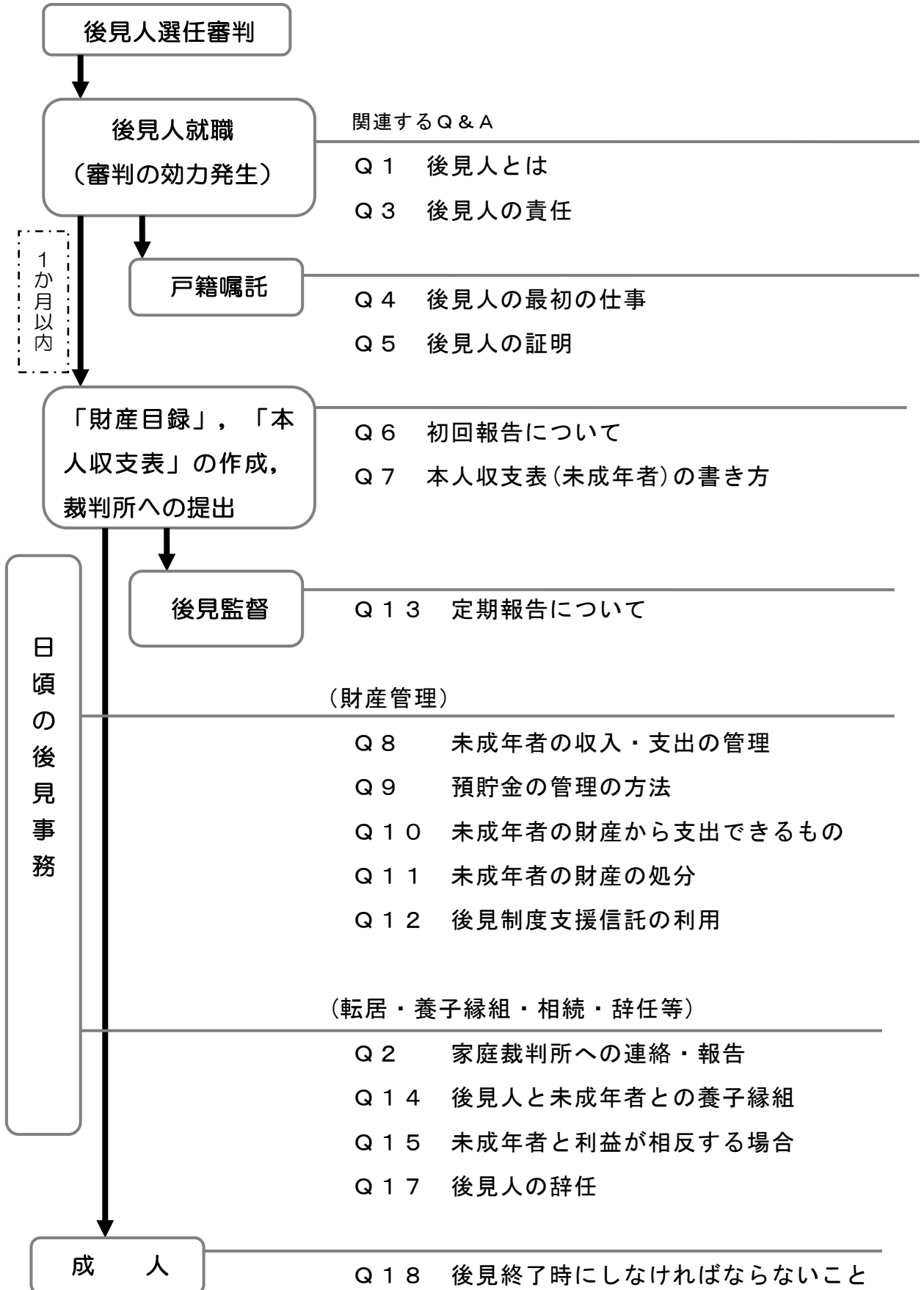
# 未成年後見人 Q & A



富山家庭裁判所  
富山家庭裁判所高岡支部  
富山家庭裁判所魚津支部

# 後見人の仕事の流れ

※本Q & Aでは未成年後見人を「後見人」と表記します。



## は　じ　め　に

この冊子は、未成年後見人としての職務の基本的な事項について、Q & A方式で説明したものです。

未成年後見人になられる予定の方や、未成年後見人になられた方は、まずはこの冊子を熟読の上、未成年後見人の職務について十分にご理解いただき、適切な後見事務を行うよう努めてください。

なお、この冊子は、富山家庭裁判所、富山家庭裁判所高岡支部、富山家庭裁判所魚津支部で未成年後見人の候補者となっておられる方を対象に作成しています。本文で説明している事務手続に関しては、他の家庭裁判所における取扱いと一部異なるところがありますので、あらかじめご了承ください。

- \* 後見事務報告書等の書式は、富山家庭裁判所のホームページからダウンロードすることができます

<http://www.courts.go.jp/toyama/saiban/tetuzuki/index.html>



## 目 次

Q 1	後見人とは	1
Q 2	家庭裁判所への連絡・報告	2
Q 3	後見人の責任	3
Q 4	後見人の最初の仕事	4
Q 5	後見人の証明	5
Q 6	初回報告について	6
Q 7	本人収支表（未成年者）の書き方	9
Q 8	未成年者の収入・支出の管理	10
Q 9	預貯金の管理方法	11
Q 10	未成年者の財産から支出できるもの	12
Q 11	未成年者の財産の処分	14
Q 12	後見制度支援信託の利用	15
Q 13	定期報告について	17
Q 14	後見人と未成年者との養子縁組	21
Q 15	未成年者と利益が相反する場合	23
Q 16	後見人の報酬	25
Q 17	後見人の辞任	26
Q 18	後見終了時にしなければならないこと	27
	連絡先一覧	29

## Q 1 後見人とは

後見人とはどのような仕事をするのでしょうか

**A 後見人は、未成年者の「身上監護」や「財産の管理」を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。**

1 法律上、未成年者は、自分では財産管理や契約行為等ができません。また、未成年者に教育を受けさせたり、しつけをするなど、身上面での監護養育が必要です。そのため、未成年者の財産を管理し、身上監護に必要な様々な行為をする人が必要になります。この役割を果たすのが後見人です。

2 このような目的から、家庭裁判所は、未成年者の生活や財産の状況、後見人候補者のこれまでの経歴、未成年者との関係（特に、利害が対立することがないかどうか）など、さまざまな事情を考慮し、未成年者のために誠実にその職務を果たすことができる方かどうかを判断して、後見人を選任します。

**後見人が未成年後見人選任の審判書の謄本を受け取った日が、審判の効力が発生する日となります。**後見人としての職務は、その日から始まります。

3 後見人は、未成年者の監護、教育、住居の指定等について、親権者と同じ権限と責任を持ちます（民法857条）。また、未成年者に財産がある場合には、その財産を管理し、財産の売買、担保権の設定などの行為について、未成年者を代理します（民法859条）。後見人は、その職務を行うにあたって、未成年者の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に十分配慮しなければならず（民法858条）、財産の管理については、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません（民法644、同869条）。このように、後見人の職務は大変重要なものです（Q3を参照してください。）。

## Q 2 家庭裁判所への連絡，報告

後見人になったら，家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また，家庭裁判所に呼ばれることがありますか。

後見人又は未成年者の氏名，本籍，住所が変更になった場合はどうすればよいですか。

**A** 後見人になると，財産目録等を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません（Q4を参照してください。）。また，家庭裁判所に書面による報告を行ったり，必要に応じて，家庭裁判所に出向いていただくこともあります。

後見人・未成年者の氏名，本籍，住所が変更になったり，財産に大きな変動が見込まれるときは，家庭裁判所に自主的に報告してください。

- 1 後見人は，家庭裁判所又は後見監督人から，未成年者の生活状況や財産管理状況について報告を求められます。そのため，後見人は，日頃から，職務の内容を記録にとどめるとともに，収支に関する資料を残すなどして，家庭裁判所や後見監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります（Q4，Q6～Q12を参照してください。）。
- 2 後見人又は未成年者が転居したり，養子縁組するなど，住民票や戸籍に変更が生じた場合は，新しい住民票や戸籍謄本を家庭裁判所に送付してください。  
また，保険金の受領，不動産の処分等，財産に大きな変動が見込まれるときには，必ず裁判所への報告が必要です（連絡先は，この冊子末尾にある連絡先一覧のとおりです。）。

### Q 3 後見人の責任

後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

**A** 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

#### 1 後見人の解任

後見人に不正な行為や著しい不行跡等があるときには、後見監督人、未成年者、未成年者の親族、検察官の求め又は職権によって、家庭裁判所が後見人を解任する（辞めさせる）審判をすることがあります。

不正な行為や著しい不行跡とは、例えば後見人が未成年者の財産を自分や親族に貸し付けたり、自分の生活費として使ったり、未成年者の世話をしなかったり、家庭裁判所の指示に従わず財産目録等を提出しなかったり、後見人名義で未成年者の財産を管理するなど、後見人として相応しくないと認められる行為をいいます。

#### 2 民事・刑事上の責任

後見人は、未成年者のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を行う義務を負っていますので、故意又は過失によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

また、後見人が未成年者の財産を横領した場合には、たとえ親族であっても、業務上横領罪(刑法 253条)等の刑事責任を問われることがあります。

## Q 4 後見人の最初の仕事

後見人に選任されて、まず最初にするは何ですか。

**A** 未成年者に、資産（不動産、預貯金、現金、株式、保険等）、収入（遺族年金、給料等）、支出、負債等、どのようなものがあるかを調査し、「財産目録」及び「本人収支表（未成年者）」を作成して、後見人選任後1か月以内に家庭裁判所又は後見監督人に提出します。

- 1 後見人が未成年者の財産を適正に管理していくためには、まず最初に、未成年者の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。後見人に選任されたら、速やかに、未成年者の財産の内容を調査してください。もし、これまでは後見人以外の方が未成年者の財産を事実上管理していたという場合には、その方から、速やかにその財産に関する預貯金通帳、保険証書、資料等の引継ぎを受けてください。
- 2 後見人に選任された方は「財産目録」及び「本人収支表（未成年者）」の定型用紙に調査した財産の内容を記入し、各資料のコピーを添付の上、選任後1か月以内に家庭裁判所に提出してください（財産目録の書き方、本人収支表（未成年者）の書き方については、**Q 6**、**Q 7**を参照してください。）。  
なお、これらの書類が提出されない場合には、後見人として仕事を怠ったとの理由で、後見監督人や新たな後見人が追加して選ばれたり、後見人を解任されたりすることがあります。
- 3 後見監督人が選任されている場合、最初の財産目録及び本人収支表は、後見監督人立会のもとに作成し、後見監督人に提出してください。後見監督人の立会なくして作成された財産目録は無効となります。

なお、後見人が未成年者に対し、債権を有し又は債務を負っている場合において、後見監督人が選任されているときは、後見人は、その財産の調査に着手する前に債権又は債務があることを申し出なければならないとされています。



## **Q 5 後見人の証明**

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

**A 未成年者の戸籍謄本の交付を受けて、提示します。**

後見人が選任されると、家庭裁判所が未成年者の本籍地の市区町村役場（戸籍役場）へ戸籍の記載を変更するよう依頼し、未成年者の戸籍に後見人が選任されたことが記載されます。戸籍の記載の変更には、おおむね2週間程度かかる場合が多いようです。

変更後の戸籍の記載内容を確認したい場合には、ご自身で戸籍役場から戸籍謄本を取得してください。取引の相手方等には、これを提示すればよいでしょう。

## Q 6 初回報告について

後見人に選任された直後の初回報告は、どのようにすればよいですか。

**A** 「財産目録」と「本人収支表（未成年者）」には、未成年者の財産と、後見人自身の財産とを混同して記載しないよう、ご注意ください。また、未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに別々に財産目録等を作成してください。

まだ受け取っていない亡親の預貯金、死亡保険金、死亡退職金、遺族給付等は、別途遺産目録に記載してください。

### 1 提出時期及び方法等について

審判書謄本に同封されていた「事務連絡」と題する書面に書かれた提出期限までに提出してください。

提出期限までに提出がない場合には、専門職（弁護士、司法書士等）を後見人に追加選任したり、後見監督人に選任したりすることがあります。さらに、任務違反を理由に後見人を解任することがあります。

期限までに提出ができない事情があるときは、必ず期限前に、書面または電話にて、①提出が間に合わない理由、②提出が可能になる見込みの年月日をご連絡ください。

提出書類の内容に不備がある場合には、追加資料の提出や事情説明のための出頭を求められることがあるほか、必要に応じて、家庭裁判所調査官の調査、専門職後見人及び監督人の選任をすることがありますので、提出の際には記載漏れや資料の不足がないかを必ず点検してください。

なお、未成年者が複数いる場合、財産管理は別々に行う必要があります。初回報告においても、以下2に記載の書類を未成年者ごとに、別々に作成してください。

### 2 提出していただく書類

#### (1) 後見事務報告書（就任時）

## (2) 財産目録

「1 預貯金・現金」の「管理者」の欄は、実際にその預貯金・現金を管理している人を記載してください。

1 から 6 までの各項目は、該当がない場合は、必ず「該当なし」のにチェック（又は）を入れてください。

## (3) 遺産目録

遺産等として、未成年者が受け取るべき亡親の預貯金、死亡保険金、死亡退職金、遺族給付等のうち、まだ受け取っていないものについては、別途目録を作成してください（すでに受け取ったものは、財産目録に記載します。）。

様式は問いませんが、財産目録を参考にして作成し、表題を「遺産目録」としてください。

## (4) 本人収支表（未成年者）

- ① 年金等、未成年者が受け取っている収入を月額で把握し、(ア)どのようなもの（種別）を、(イ)どこから（名称・支給者等）、(ウ)いくら（金額）受け取っているかをそれぞれの欄に記載してください。記載するときは、年金額通知書や給与明細書を見ながら正確に書くようにしてください。収入がどこの銀行に入金されているか、また入金頻度などの参考事項を、記載例にならって記載してください。
- ② 未成年者の生活にかかっている費用を把握し、(ア)どのような内容（費目）が、(イ)どこに（支払先等）、(ウ)いくらくらい（金額）かかるかを整理してそれぞれの欄に記載してください。記載にあたっては、過去の領収書等を参考にするようにしてください。全体の支出が収入を上回る場合には、その理由や対処方針を簡単に余白に記載してください。
- ③ 臨時収支は記載せず、定期収支を記載してください。

## (5) 添付資料

【申立時から変化がない場合でも必ず提出する資料】

- ① 普通預金、郵便貯金等

申立時から現在までの残高が記載されたすべての頁の通帳のコピー  
(表紙のコピーも添付するなどして、どの口座のものか分かるようにし  
てください。)

② 定期預金，定額貯金等

通帳等の当該部分のコピー又は金融機関発行の残高証明書のコピー

③ 株式，投資信託

証券会社発行の取引残高報告書のコピー

**【申立時に未提出又は申立時から変化があった場合にだけ提出する資料】**

④ 不動産，保険

不動産の全部事項証明書（登記簿謄本），保険証券のコピー

⑤ 年間収支予定表の参考資料

年金額通知書のコピー，領収書のコピー等

### 3 その他注意事項

- (1) 書式の用紙に書ききれない場合には，A4判の用紙を用いて自分で作成していただいてもかまいません。
- (2) 添付する資料をコピーする場合には，後見開始審判の申立書等を交付した際に同封されていた「コピーの取り方」説明書をよく読んでください。
- (3) 報告の内容について裁判所から説明を求められることがあります。財産目録等裁判所に提出した書類については，必ずコピーを取って手元に残しておくほか，資料の原本についても大切に保管しておいてください。
- (4) 初回報告後も，定期的に後見事務の状況を報告していただきます。定期報告についてはQ13を参照してください。

## Q 7 本人収支表（未成年者）の書き方

本人収支表は、どのように書くのでしょうか。

**A** 未成年者の収支と、後見人自身の収支とを混同して記載しないよう、ご注意ください。また、未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに別々に本人収支表を作成してください。

- 1 未成年者の財産が把握できたら、次に、年間の収入（例えば、遺族年金、不動産賃料収入など）と支出（例えば、教育費、税金など）の予定を明らかにしてください。そして、収入の範囲内で支出がまかなえるのか、預貯金の取崩し等を考えなければならないのかを見極めてください。未成年者が適切な身上監護を受けることができるように、長期的展望に立って、できるだけ未成年者の利益になるような収支の計画を立ててください。
- 2 計画を立てるために「本人収支表（未成年者）」を作成してください。お手元に遺族年金額通知書や税金の納付書などを置いて、「各種収入」、「各種支出」の欄の各項目に従って金額を記入してください。
- 3 収入の合計欄と支出の合計欄を見比べてみると、収支が黒字（+）になるのか赤字（-）になるのかについてのおおよその見当がつきます。赤字が予想される場合は、今一度支出を見直し、どうしても赤字が避けられない場合は、預貯金の取崩し等について、特に慎重に予定を立ててください。

## Q 8 未成年者の収入・支出の管理

未成年者の収入・支出はどのように管理すればよいですか。また、どのような資料を残しておけばよいでしょうか。

**A** 未成年者の収入・支出と、他人（後見人・親族等）のそれとを区別し、現金は現金出納帳をつけて管理してください。複数の未成年者の後見人をする方は、未成年者ごとに別々に収入・支出を管理してください。また、個々の収支を裏付ける領収書・レシート等を残しておいてください。

- 1 未成年者の親族、あるいは実の親が後見人に選任される場合もあると思いますが、後見人となった以上、未成年者の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持つ必要があります。未成年者の財産と、後見人や第三者の財産とを混同しないようにしてください。

未成年者が受取人になっている各種保険金は、未成年者名義の口座に入金してください。同様に、満期が来ていない保険（学資保険など）については、保険契約上の制約がない限り、受取人名義は未成年者としてください。

ある財産が未成年者のものか後見人のものか明らかでない場合は、その財産の管理方法について、家庭裁判所に連絡してください。

- 2 収支を管理するに際しては、まず、収入や支出が生じるごとに、現金出納帳をつけてください（様式は問いません。）。

なお、定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、収支が一通の通帳によって把握できて便利です。

- 3 現金出納帳は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の収支を裏付ける資料も提示していただくことがありますので、項目ごとに整理し、保管してください（Q 1 3を参照してください。）。



## Q10 未成年者の財産から支出できるもの

未成年者の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

**A** 未成年者自身の生活費や教育費のほか、未成年者の財産の維持管理に必要な費用（税金等）、後見人がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。

### 1 未成年者の生活費等

未成年者自身の食費、教育費、被服費、医療費、未成年者の小遣い等、未成年者自身の生活に必要な費用については、未成年者の財産から支出することができます。

ただし、いずれについても、未成年者の資産・収入等に照らして相当と認められる範囲でという制約があります。その時点では未成年者に十分な資産があると思われる場合でも、遺族年金等が打ち切られたり、思いもかけない支出が必要になったりすることも考えられます。したがって、後見人としては、未成年者の財産の総額、今後の収入の見込み、進学、転居の見通し等を十分検討し、長期的な展望に立ってその支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

### 2 債務等の返済

未成年者が生前債務を負っている方（実父母等）の相続人となっている場合には、後見人として、相続放棄の申述をするか、相続して未成年者の財産から支払うかの判断をしなければなりません。明らかに債務超過が見込まれる場合には、未成年者の利益保護の観点から、原則として家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければなりません。

ただし、未成年者が債務を相続した場合や第三者に対して債務を負っている場合でも、例えば未成年者（又は亡くなった実父母等）が経済的に困っていた時期に、身内から援助の名目で受け取った金員など、贈与（もらったもの）なのか貸借（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨があいまいなものもあります。

したがって、「借りた」相手が金融機関以外の場合で、証書等が残っていない



い場合は、未成年者が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そのような事情がある場合は、返済してしまう前に家庭裁判所にお問い合わせください。後見人選任前に、親族等が未成年者に援助した生活費を清算したい場合も同様です。

**なお、後見人自身が、未成年者のために負担した立替金を清算する場合は、事前の報告や領収書の提出が必要となります。**

### 3 後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、未成年者の財産から支出してかまいません。例えば、後見人が未成年者と連絡したり、面会する際にかかる費用、金融機関に行くための交通費、未成年者の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれにあたります。ただし、これらについても、支出の必要性、未成年者の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金に限られ、高額なタクシー代等については特別の事情がない限り認められないこととなりますから、注意してください。

なお、日当は経費ではなく後見人の報酬にあたるので、申立てにより家庭裁判所の報酬付与審判を得なければなりません（Q16を参照してください。）。

### 4 その他

上記1から3まで以外については、未成年者の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。ただ、支出の必要性、相当性については、未成年者の生活費や必要経費よりもいっそう慎重な判断が必要です。多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に疑問がある場合には、家庭裁判所に連絡してください。

**なお、未成年者の財産を、親族、他人に贈与したり、貸し付けたりすることは、認められません。**未成年者の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。特に、**後見人自身が、未成年者の財産から贈与や貸付を受けることは、利害関係が対立すること（利益相反）になり、無効となりますので、絶対にしないでください。**

## Q 1 1 未成年者の財産の処分

未成年者の財産を処分したいのですが，どうしたらよいですか。

**A** 未成年者の財産を処分する必要がある場合は，後見人の責任で，未成年者に損害を与えないよう，処分の必要性，より安全な他の方法の有無，未成年者の財産の総額などを検討して，必要最小限の範囲で行ってください。

重要な財産の処分を希望する際には，必ず事前に家庭裁判所の許可を受けてください。

後見人は未成年者の財産を適正に管理する必要がありますので，財産を処分すること（売却，賃貸借，担保権設定など）は，あまり望ましいこととはいえません。

しかしながら，種々の理由で，未成年者の財産を処分する必要があることもあると思います。その場合は，後見人が，未成年者を代理して，未成年者の財産を処分することができます。後見人は，自己の判断で，自己の責任において未成年者の財産を処分しますが，処分に当たっては，その必要性，より安全な他の方法の有無，未成年者の現在の財産額などを考慮して，未成年者に損害を与えないように注意してください。**万が一，未成年者に損害が生じた場合には，後見人に賠償責任が生じる可能性があります（Q3を参照してください。）。**

したがって，重要な財産の処分を希望する際には，事前に家庭裁判所に連絡し，許可された場合のみ財産を処分してください。後見監督人が選任されている場合は，後見監督人の同意が必要です。家庭裁判所への連絡の際は，どの財産をどのように処分しようと考えているかを示す資料を添付してください。

## Q 1 2 後見制度支援信託について

後見制度支援信託という制度ができたと聞きました。どのような制度ですか。

**A 後見制度支援信託は、未成年者の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。**

### 1 後見制度支援信託について

平成24年2月から導入された制度です。未成年者の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことで、信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約するにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

財産を信託する信託銀行や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。

**信託契約締結後は、原則として、専門職後見人は辞任し、親族のみが後見人となります。**

後見制度支援信託について詳しく知りたい方は、次の資料があります。

◇ 裁判所リーフレット「後見制度において利用する信託の概要」

<http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/>

◇ 富山家裁「後見制度支援信託Q&A」（富山家裁に備置）

<http://www.courts.go.jp/toyama/saiban/tetuzuki/index.html>

◇ 一般社団法人信託協会リーフレット「後見制度をバックアップ・後見制度支援信託」

[http://www.shintaku-kyoukai.or.jp/data/pdf/data04\\_01leafkouken.pdf](http://www.shintaku-kyoukai.or.jp/data/pdf/data04_01leafkouken.pdf)

### 2 後見制度支援信託を利用する場合

後見人選任時には利用していなくても、未成年者の財産額が一定額に達するなど、家庭裁判所が必要と判断した場合に、利用いただくことになります。その際には、家庭裁判所から後見人に案内いたします。未成年者の財産を適切に管理・利用することを目的としておりますので、ご理解・ご協力いただきたいと思います。

### Q 1 3 定期報告について

家庭裁判所に対する後見事務の定期報告は、どのようにすればよいでしょうか。

**A** 年1回定められた報告月中に、自主的に報告してください。

原則として、①未成年後見事務報告書、②財産目録、③本人収支表を、必要な資料と共に、家庭裁判所に提出してください。後見監督人が選任されている場合には、原則として後見監督人の指示に従い、後見監督人に対して後見事務報告を行ってください。

#### 1 提出時期及び提出方法等について

##### (1) 1回目の定期報告

後見人選任時の通知によって指定された報告月中に、**自主的に**、以下2に記載された書類を裁判所に提出してください（郵送でもかまいません。）。

なお、**家庭裁判所から書類提出を依頼する連絡書面等は送付しませんので、十分ご注意ください。**提出時期に提出がない場合には、家庭裁判所調査官に後見事務や財産状況の調査を命じたり、専門職を後見人に追加選任したり、監督人に選任したりすることになります。さらに、**任務違反を理由に後見人を解任することがあります。**期限までに提出できない事情があるときは、事前に必ず裁判所に連絡してください。

提出書類の内容に不備がある場合には、追加資料の提出や事情説明のための出頭を求められることがあるほか、必要に応じて、専門職の調査人の調査、専門職後見人及び監督人の選任をすることがありますので、報告の際には記載漏れや資料の不足がないかを提出前に必ず点検してください。

##### (2) 2回目以降の定期報告

裁判所から特段の指示がない限り、毎年指定されている報告月内に、**自主的に**、2に記載された書類を提出してください。

なお、**家庭裁判所から連絡書面が送付されないこと及び提出時期に提出がない場合や提出書類の内容に不備がある場合の措置については、(1)に記載**

されているとおりです。

## 2 提出していただく書類

### (1) 未成年後見事務報告書

質問事項に対して該当する□にチェックを入れて回答する形式になっています。1から5の質問事項をよく読んで、回答を要するすべての質問事項について、必ず左右どちらかの□にチェックを入れて回答してください。1, 2, 4, 5の質問事項について、右側の□にチェックを入れた場合には、罫線欄に必要事項を記載してください（罫線欄に書ききれない場合には、「別紙のとおり」などと記載して、適宜の様式に記載していただいで差し支えありません。）。

### (2) 財産目録

「1 預貯金・現金」の項目は必ず記載してください（なければ「なし」と記入。）。「管理者」の欄は、実際にその預貯金・現金を管理している人を記載してください。

2から6までの各項目は、必ず左右どちらかの□にチェックを入れて回答してください。各項目の財産の内容に少しでも変化があった場合には、右の□にチェックした上で、現在の財産内容を別紙に記載してください。

財産の内容に変化があった項目については、変化がなかった財産も含めてあらためて当該項目の現在の財産の内容すべてを記載してください（例えば、遺産分割等により新たに不動産（土地）を取得した場合には、「3 不動産（土地）」の欄に新たに取得した土地だけを記載するのではなく、以前から所有している土地もあらためて記載します。）。

### (3) 本人収支表(未成年者)

過去1年間の実績に基づいた定期収支を記載してください。臨時収支は記載する必要はありません。

### (4) 添付資料

【前回報告と内容に変化がない場合でも必ず提出するもの】

#### ① 普通預金、郵便貯金等

前回報告時点から現在までの残高が記載されたすべての頁の通帳のコピー

ー（表紙のコピーを添付するなどして、どの口座のものか分かるようにしてください。）

② 定期預金，定額貯金等

通帳等の当該部分のコピー又は金融機関発行の残高証明書のコピー

【前回報告と内容に変化があった場合に提出するもの】

③ 株式，投資信託

証券会社発行の取引残高報告書のコピー

④ 不動産，保険

不動産の全部事項証明書（登記簿謄本），保険証券のコピー

⑤ 未成年者及び後見人の住居所が変わった場合

住民票，入院や施設入所に関する資料のコピー

⑥ 未成年者の定期的な収入・支出が変わった場合

変化後の金額が分かる資料（年金額通知書，施設費用領収書等）のコピー

⑦ 1回につき10万円以上の臨時収入・支出があった場合

内容が確認できる資料のコピー

…臨時収入の場合の例…

不動産売買契約書，遺産分割協議書，保険金支払通知書等

…臨時支出の場合の例…

契約書，領収書（ただし，通帳の摘要欄から支出の項目が分かるものについては，裁判所から特に提出を求められない限り，資料の添付は不要です。）

### 3 その他注意事項

- (1) 書式用の紙に書ききれない場合には，A4判の用紙を用いて自分で作成していただいてもかまいません。
- (2) 添付する資料をコピーする場合には，後見開始審判の申立書等を交付した際に同封されていた「コピーの取り方」をよく読んでください。
- (3) 報告の内容について裁判所から説明を求められることがあります。後見事務

報告書等裁判所に提出した書類については、必ずコピーを取って手元に残しておくほか、資料の原本についても大切に保管しておいてください。

- (4) 報告書等の書式は富山家庭裁判所のウェブサイトに掲載しますので、適宜ご利用ください。

<http://www.courts.go.jp/toyama/saiban/tetuzuki/index.html>



## Q 1 4 後見人と未成年者との養子縁組

後見人として未成年者を監護してきましたが、未成年者を養子にしたいと考えています。どのような手続きが必要でしょうか。

**A** 後見人が未成年者と養子縁組するには、①家庭裁判所に「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。②また、孫と祖父母など直系尊属との養子縁組を除き、「未成年者の養子縁組許可」も必要です。さらに、③未成年者が15歳未満でかつ後見監督人が選任されていない場合、後見人と未成年者の利益が相反するため、「特別代理人選任」の申立てが必要となります。

### 1 後見人と被後見人間の養子縁組許可

後見人が未成年者と養子縁組するにあたり、家庭裁判所の許可を必要としているのは、養子縁組に不適切な目的がないかを審査するためです。

### 2 未成年者の養子縁組許可

一般に、未成年者と養子縁組する場合、縁組が未成年者の福祉にかなうかどうかを審理するため、家庭裁判所の許可を得る必要があります（孫と祖父母など、直系尊属との養子縁組を除きます。）。

### 3 特別代理人選任

養子となる未成年者が15歳未満の場合は、その未成年者の法定代理人が未成年者に代わって縁組を承諾する（「代諾」といいます。）こととなります。本問の場合、後見人が、養親となる者であると同時に、養子となる未成年者の法定代理人の立場でもあり、利害関係が対立すること（利益相反）になります。そのため、後見人が未成年者の法定代理人にはなれないので、未成年者を代理する特別の代理人を選任する必要があります。なお、後見監督人がいる場合は、後見監督人が後見人に代わって縁組を代諾するので、特別代理人の選任は不要です。

- 4 このように、後見人が未成年者を養子とする場合は、色々な申立てが必要となる場合もあります。未成年者との養子縁組をお考えであれば、必ず事前に、選任された家庭裁判所（「連絡先一覧」を参照してください。）までご連絡ください。

## Q 15 未成年者と利益が相反する場合

後見人は未成年者と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

**A 家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。**

- 1 後見人は未成年者の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、遺産分割など後見人と未成年者の利益が相反する行為の場合（後見人と未成年者との間で利害関係が生じる場合）には、公正な代理権の行使を期待することができないので、未成年者の利益を保護するため、その行為についてのみ家庭裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないことになっています。遺産分割など利益が相反する行為が終われば、特別代理人の職務は終了します。
- 2 本問にあるような、後見人と未成年者が共同相続人である場合の遺産分割は、後見人と未成年者の利益が相反する行為ですから、特別代理人の選任が必要です。もっとも、特別代理人を選任しさえすればどのような処分でも許されるというわけではなく、例えば**未成年者の法定相続分が確保されないような分割案は認められません。**
- 3 手続としては、**後見人（又は利害関係人）から家庭裁判所に特別代理人の選任を求める審判を申し立てていただくこととなります。**家庭裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮し、未成年者と利益が相反せず、未成年者のため公正に代理権を行使できる方を特別代理人として選任します。本問のように遺産分割が目的の場合には、遺産分割協議書案（未成年者の法定相続分が確保されているもの）及び遺産目録等を添付して申立ててください。  
ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が未成年者を代理することになりますので、特別代理人選任の申立ては必要ありません。

- 4 また、兄弟姉妹など、複数の未成年者について一人の後見人が選任されている場合で、未成年者同士の間で利益が相反する場合（例えば、複数の未成年者が共同相続人である場合の遺産分割など）も、特別代理人の選任が必要です。

## Q 1 6 後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

**A** 申立てにより、家庭裁判所の審判で、未成年者の財産から報酬を受け取ることができます。

- 1 後見人は、その事務の内容に応じて、未成年者の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、後見人から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをする必要があります。家庭裁判所は、後見人として働いた期間、未成年者の財産の総額や内容、後見人の行った事務の内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。
- 2 後見人は、報酬を付与する旨の審判で認められた額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。したがって、後見人は、**この手続を経ずに独断で未成年者の財産から報酬を受け取ることはできません。**
- 3 なお、報酬の前払いはできません。したがって、例えば、毎年一定の時期、あるいは後見人を辞任するとき、後見終了のときなど、一定の職務を行った後に、後払いとして請求していただくことになります。

## Q 17 後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか

**A 正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。**

後見人は未成年者の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、未成年者の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人は、「**正当な事由**」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「**正当な事由**」としては、例えば、後見人が高齢や病気になったり、負担が重くなったりして、後見人としての職務を遂行できなくなった場合が考えられます。後見人の辞任の申立てにあたっては、未成年者の保護に支障が生じないように、新たな後見人の選任の申立ても、あわせて行ってください。平成24年4月以降、後見人を複数人選任することや、法人を後見人として選任することもできるようになりました。

なお、後見人が破産者で復権していなかったり、後見人、後見人の配偶者（夫・妻）、後見人の直系血族（父母・子・祖父母・孫など）が未成年者に対して訴訟を起こしたりした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず家庭裁判所に連絡してください。

## Q 1 8 後見終了時にしなければならないこと

後見人を辞めたり，未成年者が成人したときは，どうすればよいでしょうか。

**A** 2か月以内に管理していた財産の計算をして家庭裁判所に報告し，新しい後見人又は未成年者自身に対し，管理していた財産を引き継がなければなりません。その際，後見監督人が選任されている場合は，後見監督人の立会いが必要です。

### 1 後見人の辞任・解任の場合

- (1) 2か月以内に，未成年者の財産を**新しい後見人**に引き継ぐ。
- (2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。

### 2 未成年者が成人に達したり，婚姻した場合（成年擬制）

- (1) 2か月以内に，未成年者の財産を**未成年者**に引き継ぐ。
- (2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。
- (3) **結婚したときは，未成年者の新しい戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。**
- (4) 10日以内に，未成年者又は後見人の本籍地又は住所地の市区町村役場に，後見終了届を提出する。

### 3 未成年者が養子縁組した場合

- (1) 2か月以内に，未成年者の財産を**養親**に引き継ぐ。
- (2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。
- (3) **未成年者の新しい戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。**
- (4) 10日以内に，未成年者又は後見人の本籍地又は住所地の市区町村役場に，後見終了届を提出する。

4 未成年者が死亡した場合

死亡診断書の写し又は死亡した旨の記載のある戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。

その他，未成年者の身分関係に変動があった場合は，家庭裁判所にご相談ください。



## 連絡先一覧

### 富山家庭裁判所

〒939-8502

富山市西田地方町 2-9-1

電話：076-421-8162（家裁書記官室）

### 富山家庭裁判所高岡支部

〒933-8546

高岡市中川本町 10-6

電話：0766-22-5230（家裁書記官室）

### 富山家庭裁判所魚津支部

〒937-0866

魚津市本町 1-10-60

電話：0765-22-0160(代表)